

国、東京都の動向

第2期スポーツ基本計画（国）

■ポイント

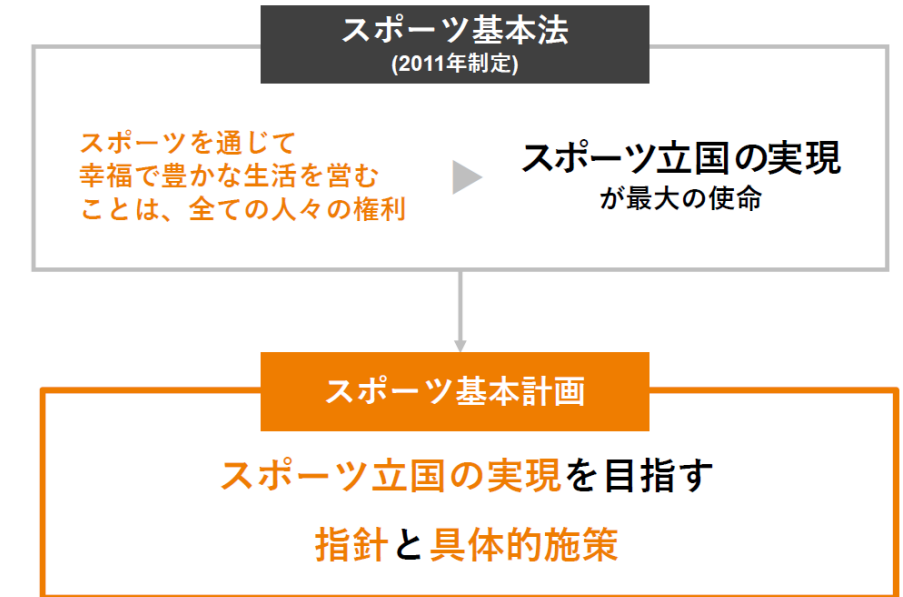
1. スポーツの価値を具現化し発信。スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働。
2. 数値を含む成果指標を第1期計画に比べ大幅に増加（8⇒20）。
3. 障害者スポーツの振興やスポーツの成長産業化など、スポーツ庁創設後の重点施策を盛り込む。

■4つの指針

1. 「人生」が変わる！：スポーツで人生を健康で生き生きとしたものにできる。
2. 「社会」を変える！：共生社会、健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。
3. 「世界」とつながる！：多様性を尊重する世界持続可能で逆境に強い世界クリーンでフェアな世界に貢献できる。
4. 「未来」を創る！：2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、レガシーとして「一億総スポーツ社会」を実現する。



スポーツ基本計画とは？



東京都スポーツ推進総合計画

■3つの政策目標

1. スポーツを通じた健康長寿の達成
2. スポーツを通じた共生社会の実現
3. スポーツを通じた地域・経済の活性化

■3つの視点と30の政策指針

3つの政策目標の実現に向けては、「する・みる・支える」の3つの視点から課題を整理し、30の政策指針により具体的な取組を明らかにしています。

■9つの達成目標

それぞれの政策目標において進捗状況を的確に把握するために合計9つの達成指標を掲げます。

■基本理念

「スポーツの力で東京の未来を創る」

都民のスポーツ実施率70%を達成し、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化する「スポーツ都市東京」を実現します。

計画期間：平成30(2018)年度～平成36(2024)年度

政策目標	達成指標	現状	2020年	2024年度
01 スポーツを通じた健康長寿の達成	1年間にスポーツを実施しなかった都民(18歳以上)の割合	15.0%	7.5%	7.5%を維持
02 スポーツを通じた共生社会の実現	スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	男子 11.8% 女子 21.8%	-	男子 5% 女子 10%
	1年間にスポーツを支える活動 ^{※1} を行った都民(18歳以上)の割合	13.1%	20%	20%を維持
	障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率	※2 19.2% (全国数値)	-	※3 40%
03 スポーツを通じた地域・経済の活性化	20～30歳代女性(都民)のスポーツ実施率	42.0%	50%	55%
	60歳以上の都民のスポーツ実施率	65.5%	75%	75%を維持
	1年間にスポーツを直接観戦した都民(18歳以上)の割合	39.3%	50%	50%を維持
	東京2020大会に出場する都が活躍・育成・強化したアスリート数	-	オリンピック 100人 パラリンピック 25人	(成果等を踏まえ検討)
	都内のスポーツ市場規模(スポーツGDP)	0.57兆円	1.04兆円	1.46兆円

※1: スポーツを支える活動: スポーツの指導やスポーツボランティアの実施、子供のスポーツの見守り等、スポーツを行う人を支援する活動を言います。 ※2: 全国数値は20歳以上 ※3: 平成33(2021)年までの達成を目標とします。

項目	達成指標	現状	2020年	2024年度
1年間にスポーツを実施しなかった都民(18歳以上)の割合	15.0%	7.5%	7.5%	7.5%を維持
スポーツが「嫌い」「やや嫌い」と回答する中学2年生の割合	男子 11.8% 女子 21.8%	-	男子 5% 女子 10%	
1年間にスポーツを支える活動 ^{※1} を行った都民(18歳以上)の割合	13.1%	20%	20%	20%を維持
障害のある都民(18歳以上)のスポーツ実施率	※2 19.2% (全国数値)	-	40%	※3 40%
20～30歳代女性(都民)のスポーツ実施率	42.0%	50%	55%	55%
60歳以上の都民のスポーツ実施率	65.5%	75%	75%	75%を維持
1年間にスポーツを直接観戦した都民(18歳以上)の割合	39.3%	50%	50%	50%を維持
東京2020大会に出場する都が活躍・育成・強化したアスリート数	-	オリンピック 100人 パラリンピック 25人	(成果等を踏まえ検討)	
都内のスポーツ市場規模(スポーツGDP)	0.57兆円	1.04兆円	1.46兆円	

政策指針	政策指針	政策指針
01 スポーツをすることへの関心喚起	06 スポーツをみることの魅力発信	08 スポーツを支える人材の育成
02 スポーツを始める機会の創出	07 スポーツをみる機会の創出	09 スポーツによる事故防止等の推進
03 スポーツを身近でできる場の確保		10 スポーツを支える都民の顕彰等
04 成長段階にある児童・生徒の体力向上		
05 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進		
11 誰もが楽しめるスポーツへの理解促進	16 障害者スポーツの更なる魅力発信	18 多様なスポーツの振興に向けた人材の育成
12 障害の有無に関わらないスポーツ振興	17 誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備	19 多様なスポーツを支える基盤づくり
13 幼児・子供のスポーツ振興		20 スポーツを通じた被災地支援
14 高齢者のスポーツ振興		
15 性別に関わらないスポーツ振興		
21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化	25 スポーツ観戦の魅力発信	28 スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援
22 官民連携によるスポーツ気運の醸成	26 アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成	29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰
23 東京を活性化させるスポーツイベント等の展開	27 スポーツ施設における観客の満足度向上	30 スポーツを通じた国際交流
24 地域におけるスポーツ活動の推進		

2020年までに都民(18歳以上)のスポーツ実施率

70%

を達成
(2020年以降はこれを維持)

文部科学省 障害者活躍推進プラン（平成 31 年 4 月）（抜粋）

障害のある人のスポーツ活動を支援する ～障害者のスポーツ活動推進プラン～

趣旨

- ◆「共生社会」の実現に向けた取組を加速し、より積極的に障害者の活躍の場の拡大を図るため、平成 31 年 1 月に浮島文部科学副大臣のもとに省内の関係課で構成される「障害者活躍推進チーム」を設置。
- ◆学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野において、より重点的に進めるべき 6 つの政策プランを打ち出し、障害者が個性や能力を生かして我が国の未来を切り開くための施策を横断的・総合的に推進。

現状

- 「第 2 期スポーツ基本計画」（平成 29 年 3 月 24 日文部科学大臣決定）では、2021 年度までに障害者（成人）の週 1 回以上のスポーツ実施率を 40%程度（若年層（7～19 歳）は 50%程度）とすることを目標に掲げている。
- 平成 29 年度の障害者（成人）の週 1 回以上のスポーツ実施率は 20.8%（7～19 歳は 29.6%）であり、平成 27 年度（成人は 19.2%、7～19 歳は 31.5%）と比較して、成人は微増、7～19 歳の若年層は微減となっている。
- 運動部活動・クラブがある特別支援学校は高等部でも約 6 割であり、また総合型地域スポーツクラブにおいて障害者の受入があるクラブが約 4 割にとどまるなど、障害のある人々のスポーツ実施環境は十分ではない。現在、各地域においてスポーツ、福祉、医療等の関係者間の連携を進めるとともに、特別支援学校等の身近な施設を地域の障害者スポーツの拠点とする取組等を実施しているが、さらに取組を加速させるべき状況にある。
- また、障害のある児童生徒は、特別支援学校に限らず小・中・高等学校にも在籍しているが、小・中・高等学校において、その後のスポーツ生活の土台となるべき体育の授業や関係行事等の一部・全部に参加できず、又は他の児童生徒と同様の指導を受けられなかったという経験をもつ障害児は少なくない。
- 障害のある人がスポーツを試しにやってみようとするときや、やり方や道具に工夫を加えた指導等を受けようとするときには、そのような工夫に知見を有する指導者や、スポーツ車いす等の個人用具を含めたスポーツ用具の準備・調整が必要となるが、それらがそろっている環境が乏しいことが、スポーツ実施の障壁の一つとなっている状況もある。
- さらに、障害のある人がスポーツを「みる」機会についても、スポーツイベントにおいて座席指定ができないなど不利な環境に置かれる場合があるとされており、障害者の観戦のしやすさの向上を図る必要がある。

具体的対策（2019 年度中を想定）

- ①小・中・高等学校に在籍する障害のある児童生徒のスポーツ実施環境の整備
＜大学における障害者スポーツの指導者育成のカリキュラム導入の推進等＞
- ②障害のある人がスポーツを実施するための拠点の整備
＜スポーツを試すために必要な要素をそろえた普及拠点の見える化＞
- ③スポーツイベントにおける障害者の観戦のしやすさの向上
＜会場づくりや運営方法について好事例を収集＞

スポーツ庁 スポーツ実施率向上のための行動計画（平成 30 年 9 月）

～「スポーツ・イン・ライフ」を目指して～（抜粋）

スポーツ実施率向上のための行動計画を推進する意義

スポーツの「楽しさ」や「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、さらに、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができる。例えば、日常的にスポーツを実施している人ほど、生活満足度が高い、ストレス解消効果を感じているとの調査結果もある。

また、スポーツをすることによる健康増進効果もある。広く認知されているように、糖尿病・高血圧・脂質異常症等には、生活習慣が大きく関係しており、食生活の見直し、禁煙、適度な睡眠の確保等と並んで、スポーツの実施も予防の重要な要素となってくる。

現在（2016 年（平成 28 年）時点）、我が国の健康寿命は、男性が 72.14 歳、女性が 74.79 歳であり、平均寿命との差は男性が 8.84 年、女性が 12.35 年となっている。一人一人が病気や怪我を防ぐという予防の意識を高め、QOL（Quality Of Life）の維持・向上を図っていく必要がある。

本行動計画の推進により、国民一人一人がスポーツをすることを特別なことととらえずに、日常生活の中で自然にスポーツに親しむ「スポーツ・イン・ライフ」を実践することによって、スポーツの価値を享受するとともに、自らの健康増進、ひいては、健康寿命の延伸を図り、健康長寿社会を実現していくことが求められている。

また、年代、性別、障害の有無等にかかわらず、全ての人々がスポーツを通じて、地域社会との絆を深めることは、健康長寿社会の実現と共に共生社会の実現に寄与するものである。

＜健康長寿社会の実現に向けた
スポーツの貢献イメージ＞



スポーツ実施率向上のための具体的取組

スポーツ実施率の向上のためには、現在、スポーツを実施していない者を中心に、どのように働きかけを行っていくかという検討が中心となる。実際には、一人一人のスポーツに対する意識や態度、境遇等が多種多様であることから、個別に対応することは現実的でなく、一定の限界を念頭に置きつつも、年代、性別等による対象毎に、その対応を考えていく必要がある。

そこで、まず、「全体」を対象とした取組を俯瞰しつつ、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎づくりが求められるが、スポーツの実施について二極化が課題である「子供・若者」、特にスポーツ実施率の低い「ビジネスパーソン」、相対的にはスポーツ実施率が高いが、健康・体力の保持等が必要であり、スポーツにより生活習慣病の改善や介護予防等が期待される「高齢者」について、それぞれの年代を対象とした取組をまとめた。加えて、男性と比較してスポーツ実施率の低い「女性」スポーツ実施率が低く、未実施者の 8 割超が無関心層である「障害者」を対象とした取組も併せてまとめることとした。

また、上述したスポーツを実施していない者について、その根底には無関心層の存在があることに留意する必要がある。そのため、まずは、スポーツをする気にさせる施策を実施し、その情報を的確に発信して無関心層に届けることが重要である。

次に、スポーツの意義は理解し、自分でもスポーツをしたいと思っているものの、実行に移せていない層が存在する。例えば、三つの間（「時間」「空間」「仲間」）がないといった課題がある。そのため、スポーツをするきっかけづくり、環境面からのサポートが必要となる。

最後に、スポーツを始めた後、ドロップアウトしてしまった層が存在する。飽きてしまった、面倒になったといった理由で継続しないという課題がある。そのため、スポーツを習慣にするための後押しが必要となる。このため、これらの段階別の視点を考慮する必要がある。